

分野別フェスティバル出演団体等応募・推薦・決定について

- 1 出演団体等応募手続きの流れ（予定）については、下図を参考にしてください。
- 2 第34回国民文化祭新潟県実行委員会、第19回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局（以下、「新潟県事務局」といいます。）から送付する各事業の開催要項等（下図①）について、貴都道府県の市町村及び関係団体又は個人へ情報提供をお願いいたします。（下図②）
なお、出演団体等は、各都道府県からの推薦を受けて文化庁が決定することを申し添えます。（下図⑩）
- 3 出演を希望する団体又は個人は、事業ごとの開催要項に従って「応募票」に必要事項を記入し、居住地都道府県の主管課まで送付していただきます。（下図③）
- 4 貴都道府県は、関係団体等が提出した「応募票」と貴都道府県が記入した「推薦意向調査票」を併せて、開催要項に記載の申込期限までに新潟県事務局まで送付してください。（下図④）
- 5 推薦予定団体等がなく、かつ関係団体から「応募票」の提出がない場合は、「推薦意向調査票」の提出は必要ありません。
- 6 申込み受付後、出演団体等の選定を行います。（下図⑤）
- 7 出演団体等の選定後、内定通知（紙文書）送付（下図⑥）の前に、電話・メール等で内定の連絡をします。それ以後、新潟県内関係団体と出演団体等が直接やりとりをする場合があります。
- 8 内定通知（紙文書）送付は、内定の連絡より遅くなる場合があります。
- 9 出演団体等の内定報告後、文化庁より別途正式推薦書の提出依頼があります。（下図⑧）

